

中小企業振興事業について

本町では、別海町中小企業振興基本条例に基づき次の補助制度を実施しています。



1 別海町商店街の皆さんを支援します

商店街の振興、地域経済の発展のためのイベントなどを開催し、販売促進や集客拡大を企画する団体を支援します。

- 補助対象者 商店街の活性化のため、積極的な取り組みを図る経営者や団体
- 補助対象経費 広告宣伝費、景品費、会場設営費
- 補助金額 補助対象経費のうち自己負担経費の2分の1以内で上限20万円

2 一般住宅の新築・増改築・改修をする皆さんを支援します

町内建設業の振興と地域経済の発展を支援するため、町内業者に発注して住宅の新築・増改築・改修をする方に対し補助を行っています。

- 補助対象者 ①町民または本町に移住する方で、本年度中に住宅を新築・増改築・改修する方
②本人が町税を滞納していない方
- 対象工事 町内の建設業者と契約した下記の工事を含む住宅の新築・増改築・改修
 - ①国土交通省・通商産業省告示の「新省エネ基準」の断熱性能に適合する外壁、屋根、天井、床または窓等開口部の断熱工事
 - ②断熱工事と併せて行う高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率照明器具（LEDなど）の工事
 ※②の工事は、①の断熱工事と併せて行った場合のみ補助対象となります。
- 補助金額 ①新築工事 補助対象工事費の20%以内で上限75万円
②増改築・改修工事 補助対象工事費の40%以内で上限50万円

3 別海町で起業する方を支援します

新規開業、新分野進出または空き店舗の利用により、新たに事業を始める方に対して補助を行います。

- 補助対象事業 ①開業支援助成 新規開業に関する事業
②経営拡大助成 新分野進出等による経営拡大に関する事業
③空き店舗利用促進 空き店舗を利用して新店舗とするなど、既存店舗からの移転に関する事業
- 補助金額 ①開業支援助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限100万円
②経営拡大助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円
③空き店舗利用促進 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円

4 人材の育成を行う企業を支援します

自社に必要な人材の育成を図るための研修受講費用に対して補助を行います。

- 補助対象者 町内に主たる事業所を有する中小企業者のうち町税の滞納が無い方
- 補助対象研修 (独)中小企業基盤整備機構が主催する研修で、町内に住所を有する事業主または従業員が受講する研修
- 補助対象経費 受講者1人にかかる受講料、宿泊費、交通費の実費で上限64,000円（1人1年度1回まで）

各補助制度には、このほか細かい要件などがありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／商工・労働担当（内線1623・1624）

別海町ふるさと交流館



ポイントサービスデー

5月のポイントサービスデーを次のとおりお知らせします。たくさんのご利用をお待ちしています。
 ※福祉入浴券をご利用の場合、ポイントは付与されません。

- 5月の水曜日と金曜日はポイント2倍デー、火曜日は浴育デーでポイント2倍です。
 ※浴育デーは、小学生以下のお子さんと一緒に来館された方がポイント付与の対象となります。
- 誕生日に入浴するとポイント10倍です。誕生日と本人が確認できる証明書等を受付で提示してください。
 ※誕生日が休館日の場合は翌営業日を対象とします。
- 5月5日はこどもの日です。あんまんとミニソフトクリームを150円で提供します。
- 毎月26日は風呂の日です。5月は大ビールを300円、ソフトクリームを250円、ジョッキ牛乳を200円、あんまんと100円で提供します。
 ※いずれの日もあんまんとは数量限定です。
 問合せ／観光・交流担当（内線1622）

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	休館日	憲法記念日 浴育デー	みどりの日 ポイント2倍デー	こどもの日	ポイント2倍デー	
8	9	10	11	12	13	14
	休館日	休館日	休館日	休館日	ポイント2倍デー	
15	16	17	18	19	20	21
	休館日	浴育デー	ポイント2倍デー		ポイント2倍デー	
22	23	24	25	26	27	28
	休館日	浴育デー	ポイント2倍デー	風呂の日 イベント	ポイント2倍デー	
29	30	31				
	休館日	浴育デー				

5月10日から12日は施設設備の保守点検のため休館します。

食品衛生責任者講習会 受講料の一部を補助します

本町では都市との観光交流を推進するため、ファームインなどの食事提供やチーズなどの加工品販売時に必要となる、食品衛生責任者の資格を習得するための講習会の受講に要する経費に対し、補助金を交付しています。

- 補助対象者 町内に在住する農協組合員とその家族の方で、ファームインなどの食事提供やチーズなどの加工品販売を行う予定のある方
- 補助対象経費 講習会受講料の3分の2以内
- 申請方法 交付申請書と講習会修了証の写しを下記担当まで提出してください。
 ※申請様式は下記担当で配布しています。
- その他 講習会の日程等については、北海道食品衛生協会のホームページなどをご確認ください。また、令和3年9月からeラーニング方式でも受講することが可能になりました。eラーニング方式の詳細についても、北海道食品衛生協会のホームページなどをご確認ください。
 問合せ／観光・交流担当（内線1622）

町立公園開園のお知らせ

5月1日から、町民憩の森公園、小野沼公園、鉄道記念公園、中西別公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園を開園します。

問合せ／みどり担当（内線1511）

